五　保管を終了した年月日
六　除去土壌等の種類及び数量
七　保管開始前及び開始後における放射線の量
八　保管終了時点における放射線の量
九　運搬日
十　運搬先
十一　運搬を行う者の氏名又は名称
十二　運搬を行う除去土壌等の種類
十三　運搬を行う除去土壌等の数量

3　第一項の図面は、除去土壌等の保管場所を明らかにした図面とする。

4　帳簿の記載事項及び図面に変更があったときは、都道府県知事等は、速やかにこれを訂正をしなければならない。

5　都道府県知事等は、法第三十九条第三項の規定による台帳を当該除去土壌等の保管が終了した日から十年間保存しなければならない。

（土壌等の除染等の措置の基準）

第五十四条　法第四十条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　土壌等の除染等の措置に当たっては、次によること。

イ　工作物及び道路の除染等の措置

(1)　洗浄
(2)　草刈り又は汚泥、落葉等の除去
(3)　表面の削り取り
(4)　(1)から(3)までのほか、除染等の措置として(1)から(3)までと同等以上の効果があるものと認められるもの

ロ　土壌の除染等の措置

(1)　表土の削り取り
(2)　土壌により覆うこと（表土と表土の下層にある土壌の入換えを含む。）
(3)　深耕
(4)　(1)から(3)までのほか、除染等の措置として(1)から(3)までと同等以上の効果があるものと認められるもの

ハ　草木の除染等の措置

(1)　草刈り（芝、牧草等の刈取りを含む。）
(2)　下草、落葉又は落枝の除去
(3)　立木の枝打ち又は伐採
(4)　(1)から(3)までのほか、除染等の措置として(1)から(3)までと同等以上の効果があるものと認められるもの

ニ　その他の除染等の措置（イからハまでに掲げるものを除く。）

(1)　堆積物等の除去
(2)　(1)のほか、除染等の措置として(1)と同等以上の効果があるものと認められるもの

二　土壌等の除染等の措置の実施の前後に放射線の量を測定すること。ただし、事故由来放射性物質についての放射能濃度を測定することを妨げない。

三　土壌等の除染等の措置に当たっては、除去土壌等が飛散し、及び流出しないようにすること。

四　土壌等の除染等の措置に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

五　除去土壌等による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。

六　除去土壌等がその他のものと混合するおそれのないように、他の物と区分すること。

七　土壌等の除染等の措置を実施した土地、除去土壌等の種類及び数量、措置を開始し及び終了した日、その他除染等の措置に関する情報の記録を作成し、措置を終了した日から起算して五年間保存すること。

（除去土壌等の発生の抑制）

第五十五条　前条の土壌等の除染等の措置の実施に当たっては、その実施者は、除去土壌等の発生の抑制に努めること。

（農用地における生産再開への配慮）

第五十六条　農用地における土壌等の除染等の措置の実施に当たっては、農業生産を再開できる条件を回復させるよう配慮すること。

（除去土壌収集運搬基準）

第五十七条　法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌の収集及び運搬の基準は、第二十三条（第四号ハ(3)及び第五号並びに第六号並びに第二項を除く。）の規定の例による。

（除去土壌保管基準）

第五十八条　法第四十一条第一項の環境省令で定める保管の基準は、次のとおりとする。

一　除去土壌の一時的な保管（以下この条において単に「保管」という。）に当たっては、第十五条（第一号、第六号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までを除く。）の規定の例によること。

二　保管は、周囲に囲い（保管する除去土壌の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられている場所で行うこと。ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた除去土壌を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する場合は、この限りでない。

三　保管は、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

イ　縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。

ロ　次に掲げる事項を表示したものであること。

(1)　除去土壌の保管の場所である旨
(2)　緊急時における連絡先
(3)　屋外において除去土壌を容器を用いずに保管する場合にあっては、第一号の規定によりその例によることとされる第十五条第二号ロに規定する高さのうち最高のもの

四　除去土壌の保管に伴い生ずる汚水による保管の場所の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

イ　保管開始前に事故由来放射性物質について第二十四条第一項第三号イの環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

ロ　保管開始後、事故由来放射性物質について第二十四条第一項第三号イの環境大臣が定める方法により定期的に測定し、かつ、記録すること。

五　保管場所等境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により定期的に測定し、かつ、記録すること。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、除去土壌の保管の開始前に、及び、開始後遅滞なく、放射線の量を測定し、かつ、記録すること。

六　次に掲げる事項の記録を作成し、当該保管の場所の廃止までの間、保存すること。ただし、第二号ただし書に規定する場合は、前号ただし書の規定による測定の記録を作成し、除去土壌の保管が終了するまでの間、保存すること。

イ　保管した除去土壌の量
ロ　保管した除去土壌ごとの保管を開始した年月日及び終了した年月日並びに受入先の場所及び保管後の持出先の場所の名称及び所在地
ハ　引渡しを受けた除去土壌に係る当該除去土壌を引き渡した担当者及び当該除去土壌の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号
ニ　当該保管の場所の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置（第四号の規定による水質検査及び前号の規定による測定を含む。）